

平成18年第1回竜王町議会臨時会

平成18年7月26日

午前10時30分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程 (臨時会)**

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2 | 会期の決定                                   |
| 日程第 3 | 議第66号 竜王町親と子の草の根ひろば設置等に関する条例を廃止する<br>条例 |
| 日程第 4 | 議第67号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第 5 | 議第68号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第 6 | 議第69号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第 7 | 議第70号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第 8 | 議第71号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第 9 | 議第72号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第10 | 議第73号 公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第11 | 議第74号 公の施設の指定管理者の指定について                 |

## 2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

## 3 会議に欠席した議員

なし

## 4 会議録署名議員

11番	西隆	12番	山田義明
-----	----	-----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
教育長	岩井實成	総務政策主監	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	三崎和男
政策推進課長	小西久次	総務課長	青木進
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	北川治郎	健康推進課長	松浦つや子
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
出納室長	竹山喜美枝	教育次長	村地半治郎
教育課長	松村佐吉		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午前10時30分

○議長（中島正己） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。よって定足数に達していますので、これより平成18年第1回竜王町議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございましたので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 議員の皆さん、おはようございます。

本日は臨時議会を招集させていただきましたところ、大変議員の皆さん方にはご繁忙の中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。なお、平素は議会活動に大変ご専念をいただき、ご苦労さまでございます。

本年は大変異常気象ということで、まだまだ梅雨明け宣言をされておられません。各地には大きな水害が出ており、また、多くの方々が亡くなっておられるということであり、本当に亡くなられた方、また、災害に遭われました方々に心からご冥福を申し上げますとともに、お見舞いを申し上げるところでございます。

本町では、幸いにいたしまして大きな災害はありませんけれども、一部、山中地先の方で土砂崩れがしておるといようなことで、農業排水路に被害が出ておるといことでございますが、大きな災害ではありませんが、これも一日も早く復旧をしていかなければならないと思っておるところでございます。どうか、今後におきましても大きな災害が出ないように祈っておるところでもございます。

さて、本日提案させていただく議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてお認めをいただくということでございます。どうか、皆さん方の慎重なご審議を賜りまして、お認めをいただきますように心からお願いを申し上げます。誠に簡単でございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。大変、本日はご苦労さまでございます。

○議長（中島正己） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番 西隆議員、12番 山田義明議員

を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 3 議第 66 号 竜王町親と子の草の根ひろば設置等に関する条例を廃止する 条例

○議長（中島正己） 日程第 3 議第 66 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第 66 号、親と子の草の根ひろば設置等に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、スポーツや遊びを通じて地域のコミュニティづくりを図るため、昭和 53 年に設置条例を制定し、同年度から平成 3 年度にかけて、9 地区の草の根ひろばを整備してまいりました。

整備をするにあたっては県の補助金を活用してまいりましたが、補助金を受けるにあたっての要件として町が管理、事業を行うように定められており、当時、地元と 10 年の土地の賃貸契約を締結する中で、この事業を推進してまいりました。

今年度から指定管理者制度が導入されることから、今年の 3 月定例会において、本条例の一部改正条例を提案し、ご承認をいただいたところですが、9 地区の草の根ひろばは、現在地元が管理されており、また、財産処分の制限期間の 10 年も過ぎておりますので、今回この条例の廃止をお願いするものです。なお、平成 18 年 9 月 1 日から施行したいものであります。

以上、議第 66 号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第66号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第3 議第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 4 議第67号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第4 議第67号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第67号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日までの同施設の管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第67号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 議第67号、公の施設の指定管理者の指定についてを含め、この議案を含め、8つの施設に対しての3つの指定管理候補者に指定をするための議案が提案されておりますが、一番最初の議案で、このことについての質問をさせていただきたいと思います。

8つの施設以外の公の施設のほとんどを、竜王町町民グラウンドをはじめほとんどの施設を、直営と判断されました。その8つの施設との明確な違いというものがありましたら、お答えをいただきたいと思います。直営を今回するということに対する根拠を明確にさせていただきたいと思います。

今回の判断の基準には、制度導入の視点として、先の6月19日の全員協議会で配付されました資料の中に6項目があげられております。しかし、この中での2番目、経費の削減が図れる可能性があるとの項目が、この制度ができたそもそもの原点であると考えます。現在、竜王町の財政状況や税収見込み等で判断すると、このようなことになるのかもわかりませんが、これから先、大変厳しい状況になった場合には、役場の仕事そのものの見直しも含めて、他の施設も再検討する必要があると思います。

今後ずっと直営でいくのか、再検討するのか。また、再検討するとすれば、その時期はいつ頃なのか、質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま勝見幸弘議員さんから、今回提案いたしております公の施設の指定管理者の指定についてということで、後ほど議案がございますが、その全体も含めてのご質問をいただいております。

先の全員協議会でもお話をいたしましたように、まず第1点目の今回の公の施設の指定管理者の指定につきましては、直営する施設と指定管理施設に区分をいたしたところでございます。いずれにいたしましても、地方自治法の改正によりまして、平成18年9月1日からは、公の施設につきまして、町の方で直営するか、あるいは指定管理者による管理か、いずれかの方法をとるというように地方自治法で定められているところでございます。

もとより直営と指定管理者による施設の判断につきましては、今もご意見がございましたように、それぞれ基本的な導入の進め方の中で、制度導入の視点があ

るわけでございます。そうした中で、視点については6点あるわけでございますけれども、特に今回その視点といたしましては、町の施設で同様の類似サービスを提供する民間事業者等が存在するかどうか。あるいは、個別法の法的に制度上、民間事業者に委ねることについて制約はないかどうか。町の税負担でなく、使用料・利用料金による運営を行う収益施設であるかどうかというような視点をもって、いろいろ直営、あるいは民間による指定管理施設ということを判断してきたわけでございます。

そうした結果に基づきまして、先の竜王町公の施設管理方針の一覧表でお示しをいたしましたように、今回8施設について指定管理施設として導入をするということになったわけでございます。

なお、今回、指定管理者の指定につきましては、公、いわゆる公募の場合あるいは非公募の場合というような選択があるわけでございますけれども、募集につきましては非公募としたところでございます。

その非公募といたしました理由の基本的なことにつきましては、条例でも明記させていただいておりますように、いわゆる指定管理者を導入する施設の事業の継続性・専門性、あるいは特殊性および実績などにより、現受託団体を引き続き指定管理者とすることが適当と認められる場合という規定がございまして、その規定に則りまして、現在それぞれの施設の委託の受託を受けていただいております、ご質問の社会福祉協議会、地域振興事業団、アグリパーク竜王に指定管理者として指定をするものでございます。

なお、議案でも提案を申し上げますとおり、指定の期間は、現在指定管理者を導入させていただいております施設と合わせまして、3年間のうちでございますが、平成18年9月1日から平成21年3月31日とさせていただいているところでございます。

なお、今もございましたように、指定管理にするという基本趣旨に基づきまして、ご質問がございましたように、現在直営という判断をいたしております施設につきましても、今後はいろいろな行財政改革の視点から、さらに指定管理者を導入することが、なお一層、財政運営あるいは行財政改革の中で効率的であるという判断をした場合には、順次見直しをしていきたいと考えております。

指定管理者の指定の協定につきましても、指定期間といたします基本協定とか、あるいは単年度の協定もございまして、今現在、直営の施設も含めまして、いろいろな意味で見直しもしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申

申し上げます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） 3点目の質問の中で、では、いつ頃までに見直すのかという期間のご質問でございますが、今ここで具体的に申し上げられませんが、このことにつきましては、当然、今現在指定をいたします期間の範ちゅうもございませし、また、直営の施設につきましては、毎年度検討しながら見直すということも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第67号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第4 議第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 5 議第68号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第5 議第68号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第68号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町介護予防拠点施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

対象となる具体的な施設名は、鶴川ふれあいプラザ、岡屋ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザでございます。

指定管理者は、この竜王町介護予防拠点施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、昭和51年6月28日に社会福祉法人として設立され、社会福祉事業およびその



他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図るための事業や支援を行い、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する社会福祉法人竜王町社会福祉協議会を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第68号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

**○議長（中島正己）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 議第68号、公の施設の指定管理者の指定について。竜王町介護予防拠点施設の管理を提案されていまして、社会福祉法人竜王町社会福祉協議会がその受け皿となるということについての提案がされている、この問題について1点質問したいと思うのです。

社会福祉協議会という組織が、今、何人ぐらいで、どのぐらいの事業をしておられるのか。特に、正職員がどれだけおられて、パートみたいな方がどのぐらいおられてというところについて、まず1点目に質問したいと思うのです。

この間、社会福祉協議会の皆さんといろいろなお話をしておりますと、非常に仕事が多くて、人が少なく、休暇も取れるような状況ではないと。そのことにも関係して、組合としても交渉したけれども、遅々として進まずというお話がありました。

そもそも、団体そのものは法人格を有するものでありますけれども、設立の当初から町の事業の受け皿としてつくられた団体だというふうに認識しておることもありまして、今日まで町の福祉事業を支えてきた団体でもありますし、設立その後の経過も含めて、町がしっかり管理している、関与している団体だというふうに思っておりますので、そういう立場で、その職員さんの問題も含めて、運営その他について、町としてどのような支援と言うか、どのような指導をしてこられた経過があるのか、そのことも含めて質問したいと思います。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** ただいま若井敏子議員さんから、指定管理に関わりまして社協の組織体制等につきましてご質問をいただいておりますので、お答えを申し

上げたいと思います。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法人として、竜王町における社会福祉事業、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する事業活動の活性化によりまして、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法人として地域福祉の発展に取り組まれているということでございまして、現在、体制でございますけれども、社協の方は6月現在でございますが、事務局職員につきましては、11名でございます。そのうち1名は臨時職員でございますが、11名の職員体制で事業を展開されているということでございまして、事業は3つの部門に分けられて進められているということでございます。

まず、法人の管理ということで、運営部門ということで、今の法人の運営等の事業をやられているということでございます。

そしてまた、地域福祉の推進部門というようなことでございまして、今の福祉のまちづくり、そしてまた、ボランティア活動とか、また、福祉サービスとか、そういった事業をされておりますし、そしてまた、在宅福祉事業部門ということでございまして、高齢化社会を迎えまして、介護関係の事業も取り組まれているということでございまして、こういった事業を社協として取り組まれているということでございます。

誠に簡単でございますが、議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** 若井敏子議員さんから、社協に対します運営等の指導体制についてご質問をいただいております。

社会福祉協議会の人事管理あるいは全体の運営につきましては、いわゆる指導につきましては、当然、行政といたしまして最終責任があるわけでございますので、その都度いろいろ協議をさせていただいているところでございます。

特に、最近の情勢からいきますと、社会福祉協議会といたしましても、社会福祉協議会の運営あるいは経営、そういった面で非常に、介護保険制度ができました時の時点から考えますと、だいぶ情勢も変わってきてございまして、そういった中で一定の人員配置をされ、今日まできているわけでございます。

そういう中で、仕事の量、あるいはまた経営といたしましては、収入・支出の面でいろいろ検討をさせていただいているところでございます。社会福祉協議会といたしましても、それぞれ役員さんの方で、経営改革について改善策がないかということで、いろいろ検討をされてきているところでございます。

そういう中で、いろいろと一定の仕事の分量と、あるいはまた、職場での人員配置、そういったことも考えられて、収入の方も減ってきているというところも現実でございますし、今年度の経営改革について、いろいろ町の方に対しましても相談があったわけでございます。

そういった中で、町といたしましても、社会福祉協議会自体のいろいろな経営改革のプランの中で、その人員配置についてどうするかということで、いろいろ検討をされてきたところでございます。

そういった中で、今回、社会福祉協議会の職員さんの中で、人事の派遣また交流という立場で、町との人事交流の提案もなされまして、また町の方といたしましても地域振興事業団との合流、あるいは、いろいろな職員の人事交流という部分で一定の成果をあげている部分もございますので、そういった意味から町の方と相談をし、また、社会福祉協議会とのいろいろな経営をされております役員の皆さん方との協議の中で、そういった形でさせていただいたらどうかということで、今きているところでございます。

そういう中で、社会福祉協議会の職員さんの待遇の問題でいろいろ話を聞かせていただいておりますが、これは1つの法人としての事業主体として適切に運営をしていただきたいということでお話を申し上げておまして、そういう中では、一定いろいろ社会福祉協議会の中として、その辺については適正に処理しておりますのでということで話を聞かせていただいております。

そういうことで、冒頭に申し上げましたように、最初、介護保険制度ができました時の状態と現在の状態とが、いろいろ仕事の体制も変わってきておりますので、そういったところに対応した措置をいろいろしていかなければならないということで考えられておりますので、なかなかすべてについての解決は難しいわけでございますが、これから、どういうふうに、さらに運営をしていくかということについても非常に心配をしておられるという部分もありますので、そういう部分につきましては、町の方も社会福祉協議会の役員の皆さん方とご相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 回答をいただいているところですが、介護保険の始まった当初と今とはかなり違っていると。それに対応しなければいけないということで、社会福祉協議会も非常に難しい問題があるということで、町に相談してきているけれども、町としては、職員さんの待遇問題については聞いているけれども、

適切にしなければいけないということを言っていると。組織の中の問題だと。これからについて町の方に相談しに来ておられるのだと。町としても相談をしたいと。これでは、「ああそうですか、社会福祉協議会にこれだけの施設をお願いしても大丈夫だな」とはならないのですね。具体的な中身を聞いていますと、一層心配になってくる。

それなら人員ももっと増やして、適切な処理ができるように町としてはきちんと指導したのですよと、組合との交渉についても、町はこういうふうに対応しましたと。組合もきちんと納得してくれましたと。そういう話があって、この施設をお任せすることになりましたというのだったら、それはいいのですけれども、そういう問題も、どうも今の回答では先送りしたままなのかなと思っているわけですが、その状態で、この協議会にこの施設をお任せしてもいいのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） ただいま若井敏子議員さんから再質問がございました。

社会福祉協議会におきます体制と言いますか、指導でございますけれども、今回、指定管理をしていただくにあたりまして、また、ご承知のように介護保険制度も変わりがして、当初、平成12年から介護保険制度が施行されておるわけですが、その見直しという形で一部変わってきておりまして、いわゆる予防重視という形で介護保険の仕組みも変わってまいりました。

そうした形で、特に予防重視を進めていこうという形で、おたっしゃ教室とか、いろいろ高齢者に対する予防に関する事業を進めていかなければならないという形で、社会支援と申しますか、福祉施設の事業者さんをお願いをしてくれているところでもございます。

特に、こうしたことから社会福祉協議会も介護保険事業所としまして、当初から関わってきていただいておりますし、それをさらに充実していただきまして、先ほど助役からも申し上げておりますように、経営改革と言いますか、経営を主に置いた運営をしていただきたいというようなことで、さらに介護保険に対する事業を充実させていただき、社会福祉協議会の経営安定化に取り組んでいただきたいというようなことで指導もさせていただきます。

そうしたことから、このふれあいプラザ、今日までも予防活動拠点という形で活用をしてくださりましたけれども、これは介護保険制度に乗った事業所としてさらに充実をしていただきたいというようなことで、行政とも協議をさせて

いただきまして、ご承知かと思えますけれども、鏡のふれあいプラザを1つの介護保険の通所のデイサービス事業所として活用していきたいという提案もございまして、鶴川・岡屋・鏡、さらに弓削と4つあるわけでございますけれども、施設の中身につきまして鏡ふれあいプラザを一部施設の充実を図っていき、介護保険のおたっしや教室と併せて充実していくという協議もいただいております。そういうことで、さらに介護保険制度を深めていただく事業所として、さらにしていただく。

それから、さらにまた認知症に対する対応も出てきておりますし、そうした形で、この公の指定をさせていただくにつきまして、さらに経営を重視した中で運営をしていただきたいという指導をさせていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** もう1点質問をいただいております組合との話につきましてでございますが、社会福祉協議会の人事管理につきましてのいろいろな話の中で、竜王町の職員組合の方から、社会福祉協議会の職員体制についてということで、いろいろ申し入れがございました。

それは当然、社会福祉協議会のいろいろな人事管理の問題でございますが、それは当然、社会福祉協議会の理事者の方々と社会福祉協議会の組合の方々とでいろいろ十分話し合いをしていただいて、きちんと整理をした中で進めていただくというのが基本でございますし、原則でございます。

そういった中で、竜王町の職員組合の方から申し入れがあったということは、先ほどのように、指導体制なり、そういったことでの申し入れであったかということで、一応対応をさせていただいてきたわけでございます。

そういう中で、いろいろ申し上げております中で、何点か問題の提起があったわけでございますが、あくまでもそれは、あまり我々はその労使関係の中で直接関わるということではできませんが、しかし、私たちは社会協議会の経営を、いわゆる責任者であります経営をされておられる方々に対しましては、いろいろな問題については、労使と申しますか、職員さんとの話し合いの中で、先ほど言いました適切にということ、円満にいろいろな問題について解決してほしいということで申し上げてきたわけでございますし、そういった中で聞かせていただいているのは、十分職員との話をした中でさせてもらっている。特別いろいろな問題があるというふうには聞いておらないということでございますので、現時点では、

それぞれ話をされて進められていると認識をいたしているところでございます。  
以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第68号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第5 議第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 6 議第69号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第6 議第69号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第69号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町農村環境改善センターの指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町農村環境改善センターの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成8年4月1日に法人として設立され、山之上農林公園の各施設の管理運営や農林漁業に関する技術および情報の収集ならびに提供、地域産業の研究、開発、展示、紹介および普及事業をその目的として運営され、農村農業組織活動の活性化、農業振興・農村社会における交流活動を積極的に推進され、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する株式会社アグリパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第69号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

**○議長（中島正己）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 議第69号、公の施設の指定管理者の指定について。農村環境改善センターを株式会社アグリパーク竜王に指定管理者として指定するという議案であります。これについて質問をしたいと思います。

過去に、特にこのアグリパーク竜王だけではなくて、鏡の里と地域振興事業団について、特に労務管理上のいくつかの問題を指摘してまいりまして、その問題につきましては担当課長から、法律そのものの十分な徹底がされていないこと、就業契約が明確でないところもあって、指導したという回答を当日いただいております。

ところが、特にこのアグリパーク竜王について申しますと、最近職員さんとお話をしたのですけれども、この問題は全く改善されていないと、若井さんは議会で何を言ったのだと、それ以後何も解決されていませんという職員さんからの話がありまして、びっくりしているところです。

あの時に指摘したのは、法人の役職員でもない正職員を月額2万円の役職手当を支給することで残業相当分と説明し、正規の残業代を払っていない。パートに対して休暇が取れることなど全く説明されていない。だから、就業規則そのものの説明などがされていないという問題ですが、それが全く改善されていませんし、これも言ってみれば、有給休暇を取っていないということを賃金に換算して精算するとすれば、未払い賃金があると認識できるのではないのかと思っています。

そういう状況が続いている中で、今回この団体を指定管理者と指定することについては、私は、この団体そのものにも問題があるのではないかと考えているところです。もちろん、事業の管理とかいう問題ではないのですが、職員管理上、議会で指摘しても訂正されないということについては、大きな問題があるのではないかと考えています。

私は、少なくとも9月1日から指定が始まって指定管理者となるわけですから、それまでにきちんとこの問題を解決してしまうと。そのことを代表取締役社長である助役から明言してもらわないことには同意できないということを申し伝えて、この問題についての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 勝見助役。

○助役（勝見久男） アグリパーク竜王の人事管理につきましてのご質問をいただいております。

詳細の管理規定について、すべてについてなかなかできていなかったという事実がございまして、非常に申しわけなく思っているところではございますが、特に就業規則等につきましては、既に他の道の駅でありますとか、あるいは地域振興事業団といったところできちんとできておりますので、アグリパーク竜王での事務の遅れと申しますか、そういうものがあつたわけで、非常に申しわけなく思っております。

現時点で一定の、その部分だけでなしに、いろいろな細部規定、道の駅の人事管理の状況、それから地域振興事業団の状況、そしてアグリパークの町長ということで、一定いろいろな資料を持ち合ひまして、それぞれ担当者が、いわゆる現場の責任者がそれを一定精査する中で、ある程度、歩調を合わせた中で管理運営をしていくということで、ここ数日のところで寄っているというのが現実でございます。

大変、作業が遅れておりまして申しわけないわけですが、今そういった作業をやっておりますので、できるだけ早くその制度をきちんと確立する中で、この指定管理の方に移行させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 数日のところというのは、結局8月中にははっきりすると、7月中にははっきりすると理解していいのかどうかという問題と、それから、パートの職員さんが、有休があることさえも知らされずに、今日までもう10年働いているけれども、有給休暇なんか知らないという話があつたことについては、私は、これはきちんと賃金として、取得されていない分については賃金として精算すべきだと思うのです。

そのぐらいのことをはっきりすると、そのことも含めてはっきりするということを明言いただけますか。そうでなければ私は同意できない。このことをお伝えしたいと思っております。

○議長（中島正己） 勝見助役。

○助役（勝見久男） 再質問にお答えをさせていただきます。

パートの休暇につきましては、制度上の問題も皆さん方に周知ができていない



という点でございますが、当然、現在までの経営陣のそういった周知徹底ができていなかったということであろうかと思いますが、いろいろパートさんの時間外の勤務がどういう状況であるかという細かい数字につきましては、今、私自身が掌握をさせていただいておりませんので、どういうふうにするかということにつきましては、これから検討させていただきたいと思っておりますのでございます。

そして、これからの対応につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり町の職員の臨時・パートの待遇状況の例もございますので、そういった形と合わせるような形でこれからの執行はしていかなければならないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** パートについては、制度上周知できていないと。現在までの経営陣が徹底しなかったものだ。パートの時間外の問題は今後考えると。これは違いますよね。現在までの経営陣なんて、助役は現在までの経営陣ではなかったのですか。責任転嫁ですよ。

パートの時間外の問題を言っているのではないですよ。パートの人の時間外ではなくて、時間外は正職員さんの時間外です。正職員さんが時間外で仕事をしても月額2万円で、あなたは役員待遇なのだから、何とか手当とか役員手当みたいなのをもらっていて、残業手当はないという話なのです。それは前の質問の時に言いましたよ。

パートの人については、パートにもきちんと有給休暇が取れるというのに、そのことが全く知らされていないと。だからパートは有給休暇を取っていないのですよ。そのことについてどうなのかということなのです。

ただ、言いましたので、このことについてはきちんと7月中に解決して、8月の早いうちに報告いただくということで、よろしくお願いいたしますと思います。

**○議長（中島正己）** 勝見助役。

**○助役（勝見久男）** 再度の質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと申しわけなかったわけでございますが、過去の経営陣というようなことで申しておりますが、これは私も含めての話でございますので、誠に責任転嫁と言うよりも私自身の責任も感じておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどのパートの休暇の問題、それから正職員の時間外の問題、これを含めても精査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第6 議第69号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第6 議第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 7 議第70号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第7 議第70号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第70号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町農村運動広場の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町農村運動広場の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第70号につきまして提案理由を申し上げたところでございます。どうかよろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第70号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第7 議第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 8 議第71号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第8 議第71号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第71号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町農林公園施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

対象となる具体的な施設名は、交流促進施設「ふれあい広場」、産地形成促進施設「産地直売所」、農村水辺修景施設「エビス池公園」、農産物処理加工施設でございます。

指定管理者は、竜王町農林公園施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成8年4月1日に法人として設立され、山之上農林公園の各施設の管理運営や農林漁業に関する技術および情報の収集ならびに提供、地域産業の研究、開発、展示、紹介および普及事業をその目的として運営され、農村・農業組織活動の活性化、農業振興、農村社会における交流活動を積極的に推進され、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する株式会社アグリパーク竜王を指定するものでございます。

指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第71号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議第71号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第8 議第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第9 議第72号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第9 議第72号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第72号、公の施設の指定管理者の指定につきましての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町田園空間博物館施設の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

対象となる具体的な施設名は、農村田園資料館でございます。

指定管理者は、農村田園資料館の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成8年4月1日に法人として設立され、山之上農林公園の各施設の管理運営や農林漁業に関する技術および情報の収集ならびに提供、地域産業の研究、開発、展示、紹介および普及事業をその目的として運営され、農村・農業組織活動の活性化、農業振興、農村社会における交流活動を積極的に推進され、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する株式会社アグリパーク竜王を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第72号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第9 議第72号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第9 議第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10 議第73号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中島正己） 日程第10 議第73号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第73号、公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町地域産業研修センターの指定管理者を指定するためにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町地域産業研修センターの設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年4月1日に財団法人として設立され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第73号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

**○議長（中島正己）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第10 議第73号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（中島正己）** 起立全員であります。よって日程第10 議第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### **日程第11 議第74号 公の施設の指定管理者の指定について**

**○議長（中島正己）** 日程第11 議第74号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま上程いただきました議第74号、公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項に規定する竜王町総合運動公園の指定管理者を指定するにあたり、同法同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

対象となる具体的な施設名は、屋根付多目的グラウンド、屋外多目的グラウンド、テニスコートならびに体育館・弓道場・プール・採暖室を総称するドラゴンスポーツセンター、その他といたしまして、しあわせの庭園、芝生広場、冒険の丘、多目的広場、園路、駐車場、食堂・売店等でございます。

指定管理者は、竜王町総合運動公園の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用および適正な運営等が図れる者として、平成7年

4月1日に財団法人として設置され、地域社会における住民の連帯感や共同意識の高揚と余暇の有効な利用を促進するため、文化・スポーツ等各種活動に対する支援を行い、今日まで同施設の管理運営業務の実績を有する財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

なお、指定する期間は、平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものでございます。

以上、議第74号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

**○議長（中島正己）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第11 議第74号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（中島正己）** 起立全員であります。よって日程第11 議第74号は原案のとおり可決されました。

**○議長（中島正己）** 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございましたので、これを認めることにいたします。山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、議員の皆さん方には大変ご繁忙の中、臨時会にご出席をいただき、ただいまは上程させていただきましたすべての議案、皆さん方のご承認を賜りましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

この中で、今回いろいろな貴重なご意見を賜りました。こういったことを十分糧といたしまして、今後のこの運営につきましても十分生かしていきたいと、このように思っております。

さらなる議員皆さん方のご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます

とともに、さらに、日ごとにまだまだ暑くなってくる折りでございます。どうか議員の皆さん方には健康には十分ご留意をいただき、さらなる議会活動にご専念賜りますことをお願い申し上げ、誠に簡単でございますが、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** これをもって、平成18年第1回竜王町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時37分



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長      中 島 正 己

議会議員      西              隆

議会議員      山 田 義 明